

第30回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和2年11月30日（月）
午前9時27分から午前11時30分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 17名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・1名（池田 陽子委員、川添 康生委員）
- 5 遅刻委員・・・1名（福井 利和委員）
- 6 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
議案第4号 農地法第5条の許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画について
議案第6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画に係る変更意見について
- 7 農業委員会事務局 局長・次長・日高・崎田・碓井
- 8 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:27	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、只今から、第30回日南市農業委員会総会を開会致します。13番池田陽子委員、15番川添康生委員より欠席届が提出されております。また、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の福井利和委員より少し遅れるとの連絡が来ております。只今の出席農業委員は17名、農地利用最適化推進委員は12名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に3番高橋悟委員、4番平賀祐史委員の両名を指名します。次に、本日の日程について事務局より説明させます。

	次 長	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明致します。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。 本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後、全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。
	議 長	お諮り致します。只今、事務局長が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることに致します。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第 1 号から議案第 6 号について一括上程し、議題と致します。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
	次 長	提案理由の説明の前に議案の修正がございますのでお願いします。総会資料 1 ページ、議案第 1 号農地法第 3 条の許可申請につきまして、受付番号 4 番、5 番の担当委員が「木佐貫委員」となっておりますが、「杉岡委員」に修正していただくよう頂くようお願い致します。 次に、総会資料 5 ページ、議案第 4 号、農地法第 5 条の許可申請につきまして、受付番号 12 番の用途が「03」となっておりますが、「42」に修正していただくようお願いします。 それでは、只今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明を致します。 議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について、農業委員会あて申請がありました 8 件について当農業委員会として許可すべきか、否かを審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、所有権移転が 7 件で、受付番号 1 番はその他・寄付のため、受付番号 2 番、8 番は経営規模拡大のため、受付番号 4 番、5 番はその他・交換のため、受付番号 6 番、7 番は経営移譲のためとなっております。賃借権設定が 1 件で、受付番号 3 番は経営規模拡大のためとなっております。 次に議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について、県知事あて申請がありました 4 件について意見書を付さなければなりませんの

	次 長 で、審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、受付番号 1 番は資材置場用地のため、受付番号 2 番、3 番、4 番は植林のためとなっております。 次に議案第 3 号、農地転用事業計画変更申請について、県知事あて申請がありました 1 件について意見書を付さなければなりませんので、審議して頂きますよう提案いたします。申請の内容についてですが、令和 2 年 4 月に農業用施設用地として許可を受けましたが、経営体育成基盤整備事業を適用しており、1000 m²を超える事業面積では補助金の返還が生じるため、転用面積の縮小をとる事業計画変更を申請されるものです。 次に、議案第 4 号、農地法第 5 条の許可申請について、県知事あて申請がありました 17 件について意見書を付さなければなりませんので、審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、所有権移転が 16 件で、受付番号 1 番から 4 番、6 番から 8 番、13 番から 16 番は植林のため、受付番号 5 番は木材置場用地のため、受付番号 9 番は集団住宅用地のため、受付番号 10 番は共同住宅用駐車場用地のため、受付番号 11 番は一般個人住宅用地のため、受付番号 12 番は倉庫・資材置場用地のためとなっております。使用貸借権設定が 1 件で、受付番号 17 番は土木建築資材置場用地のためとなっております。 次に、議案第 5 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、59 件について、審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が 10 件で、賃借権設定が 6 件、使用貸借権設定が 4 件となっております。更新の利用権設定が 6 件で、賃借権設定が 5 件、使用貸借権設定が 1 件となっております。所有権移転は 4 件です。中間管理権設定は 39 件となっております。 次に、議案第 6 号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画に係る変更意見についてですが、日南市長から当農業委員会の意見を求められていますので、2 件について審議していただきますよう提案致します。内容については、農業振興地域から 2 件の除外となっておりますが、詳細については、全体審議の時に農政課の担当者が説明致します。 以上、説明致しましたが、よろしくご審議くださいますようお願い致します。
--	---

10 : 14	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願い致します。 地区別審査会場を事務局より説明させます。
	次 長	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、 吾田・油津地区、東郷・鵜戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議 室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 をお願い致します。
	議 長	只今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。 地区別審査会は 10 時 10 分をめぐりに終了させ、本会場にお集まり ください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開致します。 議案第 1 号農地法第 3 条の許可申請について 8 件の審議をお願い します。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願 います。
	稲 山	はい、1 番稲山です。受付番号 1 番について説明します。譲渡人 には電話にて確認し、11 月 24 日譲受人立会いの下、現地調査致しま した。譲渡人は高齢の為農業経営を縮小し、譲受人に寄付をするとの 事です。申請地は飢肥・今町で、今町公民館より北へ約 150m 行き、 飛ヶ峯橋手前を東に約 200m 行った道路と堤防に挟まれた三角地で す。地目は畑となっており、宗教法人、及び認定こども園の経営を されている譲受人が、園児に農業体験をさせるためにさつまいも等 を作付けされるという事です。周辺の住宅地に迷惑のかからないよ うにお願いしました。本来は 50 a 以上の耕作が無いと農地の取得は 出来ませんが、特例として認められていて何の問題もありません。 ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番についてですが、坂本委員につきまし ては、ご本人に関する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に

議 長	基づき、議事参与の制限により退席をお願い致します。 それでは、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 2 番について説明します。11 月 12 日の農地パトロールの時に現地確認しました。場所は、飢肥から酒谷に向かって国道を約 5 km 行った所に泉の駅がありますが、そのちょうど上の畑地帯の一面です。譲受人は申請地の隣接地を耕作しております。何も問題無いと思いますのでご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	只今の報告について、質疑はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	では、議案第 1 号、受付番号 2 番について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号、受付番号 2 番は原案どおり許可することに決定しました。ここで、坂本委員の退席を解きます。
議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
太 田	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の太田です。受付番号 3 番について、これは川添委員の案件ですが本日欠席のため代わりに私が説明します。24 日に貸人に電話にて確認し、借人立会いの下、現地確認調査致しました。申請地は、東郷・松永日南高岡線の上松永信号の手前約 200m 前から南へ約 200m 行った土手の下です。貸人は宮崎市在住で現在離農されております。以前から借人が耕作しており、一度切れた賃借契約を今回新たに設定するという事です。譲受人は水稻、ハウス野菜栽培をされておりますので何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番、5 番について、担当委員より報告願います。
杉 岡	はい、10 番杉岡です。受付番号 4 番、5 番について関連がありますので同時に説明します。11 月 25 日に譲渡人、譲受人立会いの下、

杉 岡	現地調査致しました。申請地は倉迫で、字一町田と字前田です。お互いの話し合いで交換となりました。何も問題無いと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
田 中	はい、5 番田中です。受付番号 6 番について説明します。25 日に譲受人立会いの下、現地確認致しました。申請地は、潟上小から串間方面に約 8 km 行くと大牟礼集落がありますが、大牟礼公民館から左に約 500m 上った所にある申請人の自宅の周辺の農地です。譲受人と譲渡人は親子で、譲渡人が高齢となった為に経営移譲するという事です。何も問題無いと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 7 番、8 番について、担当委員より報告願います。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。まず、受付番号 7 番について説明します。11 月 28 日に譲受人と譲渡人に連絡して現地調査致しました。申請地は、南郷から国道 220 号線を串間方面に向かうと林業会社がありますが、そこから 2 km 以内に 32 筆あります。譲受人と譲渡人は親子で、高齢の為に一括贈与するとの事です。何も問題無いと思います。 続いて、受付番号 8 番について説明します。譲受人と譲渡人に連絡して現地調査致しました。申請地は、南郷から国道 220 号線を串間方面に向かうと林業会社がありますが、そこから西に約 50m 行った所です。譲渡人は体調が悪く経営規模縮小するとの事です。譲受人は申請地の隣接地を所有しており、耕作に便利との事です。何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	只今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
平 賀	議長。
議 長	どうぞ。

10 : 28	平 賀	はい、4 番平賀です。受付番号 1 番について質問です。この案件は 5 条でもできると思うのですが、なぜ 3 条なのでしょう。
	次 長	はい。この申請地の取得目的が園児に農業体験をさせる為、農地として活用したいとの事だったので、転用の 5 条ではなく、3 条での申請となっております。
	議 長	譲受人はこども園を経営されており、園児の学習の場として活用するという事であれば、農地法の例外要件として認められているという事でご理解いただければと思います。
	議 長	では、受付番号 2 番を除く、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、受付番号 2 番を除く、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 2 号農地法第 4 条の許可申請について 4 件 の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 1 番について説明します。申請地は、国道 222 号線を上って行くと左にキャンプ場入口があり、その反対側の市道中山線から約 1.5 km 入った中山地区にあります。申請人に 26 日に連絡を取り、27 日に現地確認しました。申請人は酒谷で畜産業を営んでおり、申請地を家畜用資材置場として利用するため今回の申請となったようです。隣接地は譲受人の会社の土地、及び山林で、他人の土地に被害を与える事はありません。雨水は自然浸透または左右に排水を設けるとの事で、何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、8 番金丸です。受付番号 2 番について説明します。25 日に申請人立会いの下、現地確認致しました。申請地は、国道 222 号線を飢肥から酒谷へ進み、県道 54 号線へ入り約 700m 進んで右折し、

10:33	金 丸	榎原方面へ200m行った所です。申請人が高齢となり、植林することにしたようです。周辺は休耕地となっており、周辺農地の所有者との話し合いもできているので何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	山元(陸)	はい、18番山元です。受付番号3番について説明します。27日に申請人の父親の立会いの下、現地確認致しました。場所は、吾田小学校裏にある山の中腹です。周りは全て山林で、農地として管理できずに植林したとの事です。周囲の伐採計画があり、農地転用許可を受けていない事が判明し、今回の申請となりました。始末書も添付してあり、許可は妥当と判断しました。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号4番について説明します。申請人には電話にて確認し、27日に現地確認しました。場所は、日南高岡線北郷の北河内の道路脇に豆腐屋があり、その上の集落の一面です。周囲は山林でしたが伐採されております。数十年農地としての利用は無い所で、周辺を含めての植林が始まり、それに同意して植林するという事です。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	只今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第3号農地転用事業計画変更申請について、1件の審議をお願い致します。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。

10 : 34	金 丸	はい、8 番金丸です。受付番号 1 番について説明します。25 日に申請人立会いの下、現地確認致しました。4 月の総会で審議していただいた案件です。申請地は、酒谷 2 区日南市役所の酒谷支所前の農地です。先程の議案上程で説明のあった通り、経営体育成基盤整備事業を適用しており、前回申請を行った農地の面積では補助金の返還が生じる為、転用面積の縮小を行う今回の申請となりました。既に造成工事が済んでおり、縮小した面積は畑として利用するそうです。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	只今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 3 号について、議案に賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり承認することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号農地法第 5 条の許可申請について 17 件 の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番から 4 番について、担当委員より報告願います。
	坂 本	はい、6 番坂本です。まず、受付番号 1 番について説明します。28 日に譲受人立会いの下、現地確認致しました。広域農道の永吉交差点と楠原の山ノ口橋交差点のちょうど中間点の西側一帯を譲受人が所有しており、その中の農地が無断転用であった為に今回の申請となったようです。始末書も添付されております。今後は譲受人が山林として管理するとの事で、周囲に影響を与える農地はありません。 続いて、受付番号 2 番、3 番、4 番について申請地が近くですので同時に説明します。26 日に譲受人立会いの下、現地確認致しました。場所は、旧吉野方小学校より北へ 3 km 進んだ所です。周囲は全て山林で、農地はありません。申請地は 3 件とも農地としての活用は困難でございます。今後は譲受人が山林として適切に管理するとの事です。また、受付番号 2 番については、常設案件ですので 26 日に県と事務局も立会い、確認しております。特に問題無いと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。

	議 長	続きまして、受付番号 5 番、6 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、8 番金丸です。まず、受付番号 5 番について説明します。25 日に譲受人立会いの下、現地確認致しました。申請地は、酒谷 3 区、国道 222 号線沿いにある譲受人の経営する会社事務所の隣の農地です。周辺は既に譲受人所有の木材置場として利用されており、申請地を取得して増設したいとの事でした。 続いて、受付番号 6 番について説明します。25 日に譲受人立会いの下、現地調査致しました。申請地は、受付番号 5 番で説明した会社の事務所から南に約 700m 入った山林です。譲受人は林業経営をしており、譲渡人から譲り受けた際に無断転用が発覚し、今回の申請となったようです。始末書も添付されております。今後も山林として適切に管理していくとの事でした。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 7 番について説明します。申請地は、国道 222 号線を上って行くと旧酒谷中学校があり、そこから約 700m 行った道路の右側です。譲受人に 26 日に連絡を取り、譲受人が年少の為法廷代理人立会いの下、現地確認致しました。譲渡人は周辺が山林で日当たりが悪く作物が育たない為、許可を受けずに植林したとの事でした。始末書も添付されております。譲受人は今後植林し、山林として管理するとの事でした。周辺に影響を及ぼす農地はありませんので、何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 8 番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 8 番について説明します。11 月 27 日に、県と事務局立会いの下、現地確認しました。場所は、飢肥の今町より北へ約 5 km 入った荒平地区の西側の谷沿いです。急傾斜で湿地で表土が少なく、石が多い所です。また、農道はありますが谷筋の道で、川までの幅が狭く、大雨の時に道に水が溢れて道が洗い流され、狭くなっていてやっと

	三 賢	通る事が出来た所もありました。次に大雨が降ると道自体が無くなるような所で、農地としての利用は不向きと判断し、転用は妥当と判断しました。譲受人は取得後山林として管理するとの事です。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 9 番、10 番について、担当委員より報告願います。
	山元(陸)	はい、18 番山元です。まず、受付番号 9 番について説明します。譲渡人は県外在住ですので電話にて確認し、27 日に譲受人立会いの下、現地確認致しました。場所は、農協の葬祭場の西側にある木工会社の隣です。譲受人は家具・建具の製造工場及び木工会社を営する会社の代表です。製品倉庫と社員の福利厚生施設として社員寮を建設する為、本申請となったようです。周囲は隣接する一カ所だけ農地がありますが、ブロックで囲み土砂が流出しないようにするとの事です。雨水は南側水路に排出し、生活排水は下水道に接続します。何ら問題無く、許可は妥当と判断しました。 続いて、受付番号 10 番について説明します。場所は、中平野公民館の横にあるマンションの裏です。27 日に、譲渡人は市外在住ですので電話にて確認し、譲受人は福岡の不動産会社の代表ですが、日南市にある代理店の社員と現地確認しました。譲受人は隣接する賃貸共同住宅を購入し、その分の駐車場を作る為に本申請となりました。隣接する農地とはブロックで仕切り、他は住宅地ですので何も問題無いと思います。排水はマンション側の排水路に排出するという事です。何も問題無く、許可妥当と判断しました。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 11 番、12 番について、担当委員より報告願います。
	太 田	はい、東郷・鵜戸農地利用最適化推進委員の太田です。この案件は 15 番川添委員の案件ですが、私が代わりに説明します。まず、受付番号 11 番について説明します。29 日に譲渡人と譲受人立会いの下、現地確認致しました。場所は、殿所の東郷橋の手前約 200m の左手の道路脇になります。譲渡人は 10 数年前に相続されましたが、管理が出来ない為、譲受人の要望に応じたとの事です。譲受人は子供の成

	太 田	長に伴い個人住宅を建築したく土地を探しており、相談したとの事です。建築にあたっては、周囲はブロック塀で囲い、隣接する農地への土砂の流出を防ぎ、雨水は南側道路側溝に排出し、汚水・雑排水は合併浄化槽より北側道路側溝に排出するとの事です。何も問題無いと思いますので、許可は妥当と判断しました。ご審議よろしくお願い致します。 続いて、受付番号 12 番について説明します。譲渡人は宮崎市在住の為 27 日に電話にて確認し、28 日に譲受人立会いの下、現地調査致しました。場所は東郷松永、日南高岡線の上松永信号から内之田橋へ約 150m 行って左に 50m 行った左側です。譲受人は会社の業務拡大に伴い、新たな備品や資材置場を探しており、ちょうど会社役員の所有地に隣接する本申請地があった為、相談をして合意が得られたとの事です。転用にあっては、道路側以外はブロックで囲んで土砂の流出を防ぎ、付近の土地に被害を及ぼさないように万全を期すとの事です。何も問題無いと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 13 番について、担当委員より報告願います。
	岩 口	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の岩口です。受付番号 13 番について説明します。譲受人、譲渡人代表とも市外在住の為、24 日に電話にて確認し、25、26 日に地元住民に聞き取り調査と現地確認しました。申請地は 6 人共有名義で、共有者の一人である譲受人を除く全員が、譲受人に持ち分を移転するとの事です。共有者は兄弟・いところで、譲受人は長男です。場所は日南から国道 220 号線の富士トンネルを出てすぐの富士橋のたもとから市道富士河内線を約 500m 行った所の右側の山の頂上です。一帯は山林で、平成 4 年に相続しましたが、相続時には既に植林されていたとの事でした。所有権移転に伴い、無断転用が判明した為今回の申請となったようです。始末書も添付されており、今後も山林として管理するとの事で、特に問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 14 番について、担当委員より報告願います。
	日 高	はい、14 番日高です。受付番号 14 番について説明します。25 日

	日 高	譲渡人に電話確認し、譲受人立会いの下、現地確認調査致しました。申請地は、ＪＡ細田支所横の道を山の方に約 900m 上った所に鉄塔があり、その鉄塔の手前約 100m の傾斜地です。譲受人は林業をされており、所有権移転の際に農地であることが判明し、今回の所有権移転となったようです。周辺はほとんど山林で、申請地は急傾斜地で農地としての利用は難しいと思います。始末書も添付されておりますので、許可は妥当と判断しました。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 15 番について、担当委員より報告願います。
	井上(英)	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号 15 番について説明します。11 月 24 日に代理人の行政書士と電話にて確認し、申請地確認をしました。申請地は、大窪・南平公民館から舗装された山道を西へ約 3 km 行った山岳部にあり、山道の両脇に隣接している場所です。譲渡人は平成 23 年に夫から相続し、山林として管理していたとの事です。周囲は杉に囲まれており、耕作復帰は困難と思われる為、譲受人が今後山林として適切に管理していくとの事です。始末書も添付されており、何も問題無いと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 16 番について、担当委員より報告願います。
	谷 元	はい、16 番谷元です。受付番号 16 番について説明します。北郷の県道猪八重線の最終集落の猪八重集落にある足湯の前の市道を北上し、6 戸目の住宅が譲受人の自宅で、申請地は、その道路を挟んで下の方になります。周辺は全て山林で、昔は畑を作っておられましたが、数十年農地としての利用はされていないという状況です。鳥獣等の被害もあり、今後は山林として管理したいという事です。周辺に被害は無いと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 17 番について、私より報告致します。以前から相談があった所です。貸人が会長を務める建設会社が、土木建築資材置場として利用する為に今回の申請となったようです。申請地は、ＪＲ日南線谷之口駅の北側約 1 km の所に位置しておりまして、

10:56	議 長	3000 m ² を超える案件の為に 27 日に県、事務局と調査致しました。埋め立て地なので周辺農道・水路とは高低差がありますが、農道・水路とは法面によって完全に仕切られております。申請地の下部に調整池を設置して流水を調整してありますが、今後も調整池の管理を十分にし、下流の会社宅地に被害の無いようにするとの事でした。申請人が、法面・農道・水路・調整池の管理を行う事で被害防止につながる事と思われます。以上を考慮していただいて審議をお願いしたいと思います。以上です。
	議 長	只今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 4 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 5 号農用地利用集積計画について 59 件 の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について担当委員より報告願います。
	山 本	はい、9 番山本です。受付番号 1 番について説明します。11 月 25 日に貸人に電話にて確認致しました。場所は、大窪の蕨ヶ野です。譲受人と譲渡人は親子で、譲受人は認定農業者ですので何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	太 田	はい、東郷・鵜戸地区農地利利用最適化推進委員の太田です。受付番号 2 番について説明します。11 月 27 日に現地調査を行いました。貸人には前もって話を聞いており、借人立会いの下現地確認しました。場所は、国道 222 号線を飢肥から酒谷方面に向かって種子田から旧道に入り、右手の小高い山の上の平坦地にある果樹園の一面です。貸人と借人は親子で、借人は数年前から貸人の会社で従業員として働いていたそうですが、この程自分で経営する事になったとの事です。現在地鶏を養っており、将来は徐々に増やしていかれるそ

太 田	うです。認定就農者を目指して認定新規就農計画書も提出されており、6000 羽増やすという目標に向かってやっていますとの事でした。何も問題無いと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 3 番、4 番について、担当委員より報告願います。
谷口(宏)	はい、2 番谷口です。受付番号 3 番、4 番について借人が同じで申請地も同じですので同時に説明します。11 月 28 日に貸人に電話にて確認し、借人立会いの下、現地確認致しました。申請地は塩鶴地区で、大堂津橋より南郷方面に約 400m 行くと西側に城山に上がる農道があり、そこから 2 km 行った所です。貸人はどちらも離農されており、借人はハウス金柑、露地金柑を栽培されている方です。申請地はどちらも 10 年前から借りられている農地であり、現在日向夏が植えられてきちんと管理されておりました。特に問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 5 番、6 番について、担当委員より報告願います。
杉 岡	はい、10 番杉岡です。まず、受付番号 5 番について説明します。申請地は内之田地区のハウス団地の一画です。借人はスイートピー、雨よけピーマンを経営されている大規模農家です。11 月 24 日に貸人と借人に電話にて確認しました。何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。 続いて、受付番号 6 番について説明します。申請地は郷之原で、広渡川山澄橋を渡ってすぐ右手の農道を 100m 行った右側の水田です。11 月 24 日に電話にて確認しました。何も問題無いと判断致しました。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 7 番から 10 番について、担当委員より報告願います。
田 中	はい、5 番田中です。受付番号 7 番から 10 番について借人が同じで、場所も同じですので同時に説明します。11 月 25 日に貸人には電

田 中	話にて確認し、借人立会いの下、現地確認致しました。申請地は、榎原中講にある製茶会社から串間方面に約 300m行くと右手に上がっていく道があり、それを 200m上った一帯の畑です。現在はえん麦が栽培されていましたが、今後はかんしょを栽培するという事です。畜産業者と連携して、連作障害を無くすという目的があるようです。きれいに整備されており、何も問題無いと思います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 11 番、12 番について、担当委員より報告願います。
山元(敏)	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号 11 番、12 番について借人が同じですので同時に説明します。11 月 24 日に、2 番谷口委員の情報提供と協力を得て現地調査しました。受付番号 11 番の貸人は借人の父親で、申請地は塩鶴地区から南郷城跡地に上る中腹にあり、露地金柑の畑です。受付番号 12 番の貸人は市外在住で、申請地は受付番号 11 番の申請地から約 600m西側にある露地金柑畑です。借人が約 5 年前から荒れた畑を開墾して金柑を植えたという事です。借人は新規就農 5 年目で、ハウス金柑、露地金柑を栽培されております。更新で、何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 13 番について、担当委員より報告願います。
杉 岡	はい、10 番杉岡です。受付番号 13 番について説明します。申請地は内之田地区のハウス団地の一画です。借人はスイートピー、雨よけピーマンを経営されている認定農業者です。11 月 24 日に電話にて確認しました。更新ですので何も問題無いと判断しました。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 14 番、15 番について、担当委員より報告願います。
木佐貫	はい、11 番木佐貫です。まず、受付番号 14 番について説明します。24 日に貸人に電話確認し、25 日に借人立会いの下、現地確認致しました。申請地は、北郷郷之原の水田地帯の中の苺農園の前の水田です。以前は別の方が借りておられましたが、高齢の為に作付けが難

11:09	木佐貫	しくなり借人が頼まれたようです。借人は食用米や、飼料米を大々的に作っておられます。更新ですので問題無いと思います。 続いて、受付番号 15 番について説明します。24 日に貸人と借人に電話にて確認し、25 日に借人立会いの下現地調査しました。場所は、北郷の高速道路入口の信号を過ぎてすぐ右へ曲がり、約 100m 行った左側の田んぼです。3 年に 1 度は煙草を作り、それ以外は稲作です。貸人は高齢の為離農されております。更新ですので何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 16 番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 16 番について説明します。11 月 28 日に貸人と借人に連絡して現地調査致しました。申請地は、国道 220 号線を南郷から串間方面に行く途中に茶工場があり、そこを中心に串間方面に 500m 行った所に畑が 2 筆、そこを中心に南郷方面に 500m 行った所に田んぼが 2 筆あります。借人は果樹、水稻を栽培されております。貸人は高齢の為、離農するという事です。更新ですので何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	只今、各担当委員から利用権設定についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号 17 番について、担当委員より報告願います。
	木佐貫	はい、11 番木佐貫です。受付番号 17 番について説明します。24 日に譲渡人、譲受人に電話確認後、25 日に譲受人立会いの下、現地調査致しました。譲受人は約 7 年前から新規就農と同時に現在のハ

木佐貫	ウスを借りてキュウリを作っておられ、今回売買の運びとなりました。場所は、北郷の内之田のハウス団地の一画です。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 18 番、19 番について、担当委員より報告願います。
議 長	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 18 番、19 番について関連がありますので同時に説明します。場所は、日南から北郷に抜ける広域農道に町境のトンネルのちょうど上辺りで、約 4 町弱の茶畑の一画の土地です。譲渡人が高齢になり規模縮小するとの事で、受付番号 19 番の譲受人が買う事になり、県農業振興公社が間に入って今回の計画となったとの事です。受付番号 18 番でまず公社が買って、受付番号 19 番の譲受人に売するという事で現在進んでおります。譲受人は北郷の郷之原地区で苺とオクラを作っておられる農地所有適格法人ですが、先々はこの申請地に移転する計画との事です。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 20 番について、担当委員より報告願います。
平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 20 番について説明します。譲受人に 27 日、譲渡人に 28 日に確認し、現地確認しました。申請地は、J A の南郷選果場より潟上方面へ向かうと左に田園地帯があり、その一画です。譲受人は繁殖牛を経営されている認定農業者で、譲渡人は宮崎市在住で農業はされておらず、財産整理のために売却されとの事です。対価が 0 円になっておりますが、今後相続しても相続人が大変だからとの事でした。これまでも譲受人がコシヒカリ、W C S を耕作されており、間違いなしとの事でした。許可は妥当と判断しましたので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	只今、担当委員から所有権移転についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
全委員	異議なし。

11:14	議 長	では、議案第 5 号農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、所有権移転は原案どおり計画に同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 21 番、27 番、29 番、30 番、32 番、35 番から 41 番について、担当委員より、一括報告願います。
	太 田	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の太田です。受付番号 21 番、27 番、29 番、30 番、32 番、35 番から 41 番について説明します。24、25、26 日に貸人には電話にて確認し、図面により現地確認しました。中間管理機構との契約ですので、何ら問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 22 番、42 番について、担当委員より報告願います。
	井上(友)	はい、12 番井上です。まず、受付番号 22 番について説明します。24 日に電話確認しました。現地は、中隈谷公民館より北へ約 500m 行った田園地帯です。きれいに管理されておりました。 続いて、受付番号 42 番について説明します。24 日に電話確認しました。現地は、中隈谷公民館より北へ約 800m 行った周辺の一画です。こちらもきれいに管理されておりました。どちらも中間管理権設定ですので何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 23 番から 26 番、28 番、31 番、33 番、34 番について、担当委員より、一括報告願います。
	太 田	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の太田です。受付番号 23 番から 26 番、28 番、31 番、33 番、34 番について、川添委員の案件ですが、私が代わりに説明します。これは中間管理機構との契約ですので何ら問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。

	議 長	続きまして、受付番号 43 番、49 番から 59 番について、私より報告致します。 まず、受付番号 43 番について説明します。11 月 24 日に聞取りをしました。場所は、南郷にある上中村神社近くの水田で、上中村地区の農地中間管理事業区域の中に位置している所です。申請地につきましては、中間管理事業に参加せずに、農地法の許可も得ずに他の農業者に貸していた経緯があったようです。今回新たに地区の農地中間管理事業に参加する為、県農業振興公社と契約を結ぶものです。 続いて、受付番号 49 番から 59 番について説明します。谷之口地区の農地中間管理事業区域内の農地で、貸付者はその参加者です。谷之口地区の農地中間管理事業については借り入れ期間を 10 年間としておりますが、申請地は取り決め当時相続が完了しておらず、相続人から 2 分の 1 以上の同意を得て、農地の借り入れ期間を 5 年として事業参加をしてきた経緯があります。今回期間満了となり、更に 5 年間の事業参加をするものです。申請地は全てきれいに耕作されており、農業委員会が集積計画の承認をするのに十分な要件を満たしておりますので、ご審議いただきたいと思います。
	議 長	続きまして、受付番号 44 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 44 番について説明します。27 日に貸人に連絡を取り、現地確認しました。申請地は、J A 南郷選果場を潟上方面へ向かうと右手にある老人ホームの奥です。貸人は農業はされておらず、中間管理機構との契約ですので間違いのないとの事です。妥当と判断しました。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 45 番から 48 番について、担当委員より一括報告願います。
	田 中	はい、5 番田中です。受付番号 45 番から 48 番について、15 番池田委員の案件ですが私が代わりに説明します。11 月 24 日に貸人、25 日に中間管理機構の金丸さんと現地確認しました。申請地は、道の駅南郷手前の賛波地区の一带の水田です。マンゴーハウスがたくさんあり、その中に点在しております。全て中間管理機構との契約で

11:21	田 中	すので何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。
	議 長	只今、各担当委員から中間管理権設定についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は原案どおり計画に同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 6 号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画に係る変更意見について、農政課職員より説明させます。
	農政課 多田	農政課の多田です。農用地利用計画変更に係り、農業振興地域の整備に関する法律により農業委員会より意見を聴取する事となっておりますのでご説明致します。 まず、受付番号 1 番について説明致します。所在は楠原上耕整で、地目は田、面積は 3 筆で 1,312 m²です。今回は、林業での資材倉庫及び機材等置場として活用するための除外です。当該地は、平成 29 年に申請者が所有権取得後、蕎麦等の栽培を試みたようですが、条件が悪く、現在は自己保全となっております。除外要件についてですが、農用地の効率的な利用や担い手への利用集積については影響ないと判断しました。南側は農業用施設用地と接続していますが、現在は空地となっております。土地改良施設も近隣にはありません。以上の通り除外の要件を満たしており、この除外は問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。 続きまして、受付番号 2 番の説明を致します。所在は南郷町潟上で、地目は畑と山林、面積は 4 筆で 6,904 m²です。今回は、太陽光発電施設設置のための除外です。当該地は、主に樹園地として柑橘類の栽培が行われていましたが、後継者不在により現在は山林化しております。農用地の効率的な利用や担い手への利用集積については影響ないと判断しました。東側は農用地と接続していますが、その農地は農道に面しているため農作業に支障はなく、土地改良施設も近隣にはありません。以上の通り除外の要件を満たしており、こ

農政課 多田	の除外は問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いし ます。
議 長	只今、農政課職員の説明が終わりましたが、質問はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	それでは、2 件の審議をお願いします。受付番号 1 番について、担 当委員より報告願います。
稲 山	はい、1 番稲山です。受付番号 1 番について説明します。11 月 24 日に申請人立会いの下、現地確認致しました。詳しい内容について は、先ほど農政課の多田さんより説明のあった通りですが、私とし ては、農用地区域からの除外は何も問題無いと判断しました。ご審 議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
田 中	はい、5 番田中です。受付番号 2 番について説明します。申請地区 周辺は農地も無く山林化しており、後継者もいない状況です。許可 は妥当と思います。以上です。
議 長	只今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
山 本	議長。
議 長	はい、どうぞ。
山 本	はい、9 番山本です。受付番号 2 番について質問ですが、地目が畑 と山林で、地積が 5,876 m ² となっておりますが、全ての面積ですか。
農政課 多田	はい。受付番号 2 番の面積ですが、5,876 m ² は畑の面積で、山林を 合わせますと 6,904 m ² となります。
山 本	分かりました。

11:26	議 長	他にありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 6 号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画に係る変更意見について、同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので議案第 6 号は原案どおり同意とし、農政課にその旨回答致します。 議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。 《報告事項》 終 了
11:30		

第30回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長 谷口 久光 

署名委員 高橋 悟 

平賀 祐史 